

周南市地域クラブ活動推進協議会について

1. 周南市地域クラブ活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 中学生等が将来にわたり、文化芸術・スポーツ活動に継続して親しみ、楽しむことができるよう機会の確保・充実に取り組み、周南市地域クラブ活動を推進するため、周南市地域クラブ活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 周南市地域クラブ活動の推進に関すること。
- (2) その他設置目的の達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員 20 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化芸術団体関係者
- (3) スポーツ団体関係者
- (4) 文化芸術に関し識見を有する者
- (5) スポーツに関し識見を有する者
- (6) 周南市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

3 周南市地域クラブ活動の推進に関する専門的知見や特定の事業に関する知見に基づく意見、提言又は助言を求めるため、必要に応じてオブザーバーを設置することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に座長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、協議会を総括する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がそ

の職務を代する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「協議会会議」という。)は、座長が招集し、座長がその議長となる。ただし、初回の協議会会議については、市長が招集するものとする。

- 2 協議会会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 やむを得ない理由により協議会会議に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は協議会会議への出席を依頼し、説明、意見、提言又は助言を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会会議で協議された事項をさらに検討するため、専門部会を設置することができる。

- 2 部会員は、座長又は委員が指名する者をもって組織する。
- 3 部会長は、部会員の互選とする。
- 4 部会長は専門部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長が不在のときは、あらかじめ部会長が指名する部会員が職務を代理する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が必要と認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 部会長は、専門部会での会議の経過及び結果を座長に報告しなければならない。
- 8 その他必要な事項は、座長が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、周南市地域クラブ活動推進担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は座長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 周南市文化・スポーツ活動推進協議会設置要綱(令和4年周南市要綱第 113 号)は、廃止する。

2. 周南市地域クラブ活動推進協議会委員名簿(順不同)(敬称略)

No.	氏名	団体・所属等	分野
1	岡井 理香	公立大学法人周南公立大学	教育
2	石川 彰	周南市中中学校長会	教育
3	原田 剛	周南市小学校長会	教育
4	六郎万 淳一	周南市PTA連合会	保護者
5	西村 達也	公益財団法人周南市文化振興財団	文化芸術
6	掛川 潔	周南文化協会	文化芸術
7	佐伯 和人	公益財団法人周南市スポーツ協会	スポーツ
8	國兼 裕司	公益財団法人周南市ふるさと振興財団	地域
9	竹重 紀代美	社会福祉法人周南市社会福祉協議会	地域
10	岸川 憲治	周南市民生委員児童委員協議会	地域
11	古川 和英	徳山商工会議所	経済
12	笹木 大	新南陽商工会議所	経済
13	山本 真琴	文化振興課	行政 (文化芸術)
14	角田 雄介	スポーツ振興課	行政 (スポーツ)
15	西村 隆一	学校教育課	行政 (学校教育)
16	井手 恵子	生涯学習課	行政 (生涯学習)

3. スケジュール

日程	内容
令和 8 年 8 月 4 日 (火)	第 1 回周南市地域クラブ活動推進協議会 ○周南市地域クラブ活動推進協議会について ○周南市地域クラブ活動に関する状況について ○周南市地域クラブ活動に関するガイドライン素案(たたき台)について
令和 8 年 10 月 (予定)	意見照会 ○第 1 回協議会でのご意見を参考に、ガイドラインの修正等を行ったもののご確認(予定)
令和 8 年 11 月 (予定)	第 2 回周南市地域クラブ活動推進協議会 ○周南市地域クラブ活動に関するガイドライン素案について 概ね最終段階のガイドラインのご確認(予定)
令和 9 年 3 月 (予定)	第 3 回周南市地域クラブ活動推進協議会 ○周南市地域クラブ活動に関するガイドラインについて 完成版ガイドライン等のご報告(予定)